

熊谷市立桜木小学校いじめ防止基本方針

1 基本方針

いじめは児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景となる深刻な問題です。教員は、いじめはどの子にも、どの学校においても起こりえるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識し、いじめを「しない」「させない」「許さない」ことのできる児童の育成のため、「熊谷市いじめの防止等のための基本的な方針」を受け「熊谷市立桜木小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめの定義（いじめ防止法対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 本校のいじめ問題に対する基本姿勢

- (1) 「いじめは絶対に許さない」という認識を持つ。
- (2) いじめは早期発見・早期対応に努める。
- (3) いじめられている児童を最後まで守り抜く。
- (4) 児童と児童、児童と教員の間に関感的・受容的な人間関係を築く。
- (5) 学校が一丸となって組織的に対応する。
- (6) P T Aや地域の関係団体といじめ問題について協議する機会を設ける。
- (7) いじめ問題への対応において教育委員会をはじめ関係機関と連携し、解消を図る。

4 組織

- (1) いじめ対策委員会

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

「いじめ防止対策推進法 第22条」

- ① 目的 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため。
- ② 構成員 校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、教育委員会、P T A会長、公民館長、自治会長、健全育成会長、学校評議員、子ども会会長、学校医、民生委員、主任児童委員、児童相談所、熊谷警察生活安全課、S S W、富士見中学校生徒指導主任、富士見中学校ほほえみ相談員
- ③ 会議 臨時会議
- ④ 内容
 - ・学校基本方針に基づく取り組みの「実施、進捗状況の確認」。
 - ・いじめの相談・通報の窓口の開催。
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録。
 - ・いじめを察知した場合の情報の迅速な共有（緊急職員会議）。
 - ・関係する児童等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定。
 - ・保護者・地域との連携。
 - ・教育委員会への定期的な報告。

5 いじめの未然防止

(1) 生徒指導

- ・「桜木小よい子の約束」「桜木小よい子の一日」「桜木小よい子の基礎基本」を基本に規律正しい態度で授業や行事に参加する。家庭への配布により連携を深める。
- ・「携帯電話やスマートフォンの使用のきまり」を実践し、ネットいじめの防止を図るとともに規則正しい生活の実践を図る。
- ・毎月の月目標を設定し、「あいさつの充実」を指導する。
- ・元気なあいさつや正しい言葉づかいについて、児童・職員共に実践し、コミュニケーションの基礎をつくる。

(2) 道徳教育

- ・「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」の資質を育むため、道徳の授業を中心にあらゆる教育活動で行う。
- ・道徳の内容項目と関連づけて、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(3) 特別活動

- ・話し合い活動を中心にコミュニケーション能力を育成し、望ましい人間関係を作る。
- ・縦割り活動（異年齢集団）を実践することにより、集団での楽しさを味わせるとともに高学年としての自覚や協調しながら自己の役割を果たそうとする態度を育てる。

(4) 人権教育

- ・全教科・全領域で人権教育に取り組み、各学年共に「人権教育上の視点」を明確にした授業実践を行う。
- ・「人権感覚育成プログラム」を全学年で活用し、自他の人権を尊重する心の醸成を図る。
- ・人権週間に人権ビデオの視聴や人権作文の作成・人権教室の実施を行い、人権意識の高揚を図る。
- ・「いじめ撲滅宣言」を実施し、いじめ撲滅に向けての個人目標や学級目標を作成する。
- ・「親子人権標語」を作成することにより家庭との連携を図り、いじめの防止を行う。

(5) 教育相談

- ・毎月の教育相談を実施し、児童・保護者の悩みや心配事の解消に努める。
- ・校内事例研修会（生徒指導部・教育相談部による児童理解）を実施し、児童の実態把握や問題行動への支援・指導方法の検討と実践を行う。
- ・SSW や巡回相談より、専門的な立場から指導してもらい、児童理解や適切な指導を行う。

(6) 小中連携

- ・小学校でのいじめ問題・からかい等について中学校と連携し継続的に状況把握や指導を行う。

6 早期発見

(1) 児童の観察

- ・登校時の児童一人一人の表情を確認し、あいさつ・様子に気を付け状態を把握する。
- ・遊びの内容や仲間関係を休み時間を利用して把握する。
- ・清掃や給食等の当番活動の様子から児童の様子を把握する。
- ・児童のサインチェックリスト表の活用

(2) 保健室との連携

- ・保健室への来室の様子を担当と情報交換し児童の様子を把握する。

(3) 毎月の調査

- ・児童の訴え、周囲からの訴えを確認し、些細なことでも迅速・誠実な対応を行い、いじめ防止を行う。
- ・「毎月3日以上欠席」から児童の欠席状況を把握し、実態に合わせ家庭への連絡や家庭訪問を実施、臨時の生徒指導会議やケース会議を開催する。
- ・いじめアンケートの実施

(4) 教育相談の実施

- ・毎月教育相談を実施し、児童・保護者の悩みや心配事の解消に努める。
- ・学校生活の様子から、保護者に連絡し積極的に教育相談を実施する。

(5) 地域・保護者との連携

- ・情報交換や関係機関からの指導を生かし、いじめ防止を行う。
- ・民生委員・主任児童委員との情報交換会を実施し地域での児童の実態を把握し、いじめ防止を行う。
- ・健全育成会に参加し、学校の様子を地域に知らせ学校と地域の連携を深める。
- ・学校ボランティア、学校応援団との連携を図り、早期発見・早期対応を行う。

7 点検・見直し

○定期的な見直しと修正

- ・前期・後期に1度行う

○校内事例研修会（生徒指導部・教育相談部による児童理解）の（年3回）

- ・5月 10月 2月実施

○研修会の実施 4月 8月 3月に実施

- ・「桜木小よい子の約束」「桜木小よい子の一日」「桜木小よい子の基礎基本」の指導について（共通理解と共通指導）
- ・生徒指導と教育相談に関わる研修
- ・人権教育研修 等

8 重大事態への対応

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

いじめ防止対策推進法 第28条

(1) 重大事態の報告

- ・重大事態と思われる事案が発生した場合はすぐに熊谷市教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の事実確認（いじめ対策委員会の開催）

- ・いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような状況であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したのかなどを確認する。

(3) 調査結果の提供

- ・いじめを受けた児童等及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。
- ・情報等については他の児童等のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

(4) 報告

- ・調査結果については、熊谷市教育委員会に報告する。